

1. 件名：原子燃料工業株式会社熊取事業所において行われる発送前検査に係る
面談 3

2. 日時：令和5年10月31日（火）14時00分～15時15分

3. 場所：原子力規制庁 2階会議室（Web 会議）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 検査グループ

核燃料施設等監視部門

細野企画調査官、木原上席監視指導官、小野主任監視指導官、秦原
子力運転検査官

熊取原子力規制事務所

大東統括原子力運転検査官

原子燃料工業株式会社

執行役員品質・安全管理室長

熊取事業所

所長

環境安全部長、環境安全部員 1名

品質保証部部員 1名

燃料製造部長、燃料製造部員 1名

5. 要旨

過日実施し、法定基準の適合状況及び保安規定を遵守した活動について十分な確認が取れず中断となっている事業所外運搬に係る原子力規制検査の取扱いについて、原子力規制庁から再度検査のポイントとなる以下の点について説明を行った。また、発送前検査記録に関しては、これら資料がない限り、確認証は交付できない旨、事業者へ伝えた。

・ 発送前検査記録

- 1) 1年以上前の発送前検査について、対象輸送容器の封印後の保守作業及び定期自主検査記録
- 2) 同輸送容器の保守作業及び定期自主検査後の再検査記録

・ 調達先組織に対する品質管理確認状況

1) 事業者の調達面（原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則（以下「品証基準規則」という。）第34条）

・ 国外企業の調達ルールの有無

- ①国内と国外調達ルールが同じか否か
- ②調達先の評価、選定基準の有無

・ 調達先の評価・記録

- ③評価の実施状況とその記録
- ④監査の実施状況とその記録

2) ISO9001に係る監査状況

・ 非要求事項

- ・ 安全文化 ・ 財源/人員/知識管理 ・ 設計監理/プロセスマネジメント
- ・ コミュニケーションプロセス ・ 調達
- ・ 評価（監査、検査、監視及び調査結果）
- ・ 評価（輸送活動に係るQMSとその有効性検証）

- ⑤ISO9001取得状況に係るエビデンス
- ⑥ISO9001に係る監査状況

3) 品証面（品証基準規則第34条、第35条、第36条）

・ 輸送容器に係る要求事項とその検証状況

- ⑦容器管理・手順・結果記録・検証方法
- ⑧保守管理・手順・結果記録・検証方法
- ⑨検査手順・結果記録・検証方法

4) 教育面（品証基準規則第22条、第35条）

・ 調達先の教育・力量

- ⑩力量の設定
- ⑪教育訓練の有無・結果・力量評価

また、以上のポイントについて、原子力規制庁からは以下の点について問題と認識しており、原子力規制検査の際に文書類を用いて説明するよう求めた。

問題点① 調達先の作業員・検査員、承認者の力量に関する要求事項が発注仕様書にない

問題点② 調達先の作業員・検査員、承認者の力量及び教育訓練に関する規定・

- 基準がなく、それらに関する記録がこれまでに提示されていない
- 問題点③ 調達物品が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を適切に定めていない
- 問題点④ 発送前検査日が2021年の輸送対象物の検査記録の有効性
- 問題点⑤ 封印の確認は、発送前検査の外観検査の確認項目であるが、どのタイミングで封印がされてその後の封印の状態はどうなっているのか
- 問題点⑥ 発送前検査時の収納物確認の方法が不明
- 問題点⑦ 調達先の発送前検査記録の容器番号が読めない
- 問題点⑧ 輸送容器に封印がされているため保守作業及び定期自主検査を行う際に輸送容器は封印を切ったのか
- 問題点⑨ 封印を切らずに定期自主検査をしたら手順書の不遵守ではないか
- 問題点⑩ 確実に交換したことを検証する方法が不明
- 問題点⑪ 収納物データについて資料がないため、判断が不能

以上の問題点のうち、特に、原子力規制庁からは、事業者の実施したQA監査は品証基準規則第34条第3項に当たるもので、同規則第35条に定めるところの調達物品等要求事項のうち要員の力量に係る要求事項については、現状提示されている資料では不足していると説明した。事業者からは、同規則の解釈が異なり、今回の調達物品等に関する一連の作業についてはQMSの要求のみであり、調達先のQMS内での力量管理が行われているので十分足りていると考えたとの回答があった。

また、調達先が納品した発送前検査記録について、一部2021年度に実施した記録用紙が提示されているため、原子力規制庁から日付について問うたところ、記録用紙の日付に間違いはなく、その後、保守作業及び定期自主検査を行っているとの説明があった。実際の封印については、また別の記録が存在する旨回答があった。

事業者より、今回、原子力規制庁が示した疑問点について説明できる資料を原子力規制検査までに用意し、受検する旨の発言があった。

6. その他

- ・資料リスト・コメントリスト（事業者提示）

本資料は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第5号に定める不開示情報を含むため、非公開とします。